

## 大学生等による若年消費者被害防止対策事業実施要綱

### 1 目的

若年者の目線に立った効果的な啓発活動を展開するため、大学生等（大学院生、短大生、専門学校生も含む。以下「大学生等」という。）による「かごしま消費者ボランティア188」を任命し、若年者の消費者被害防止対策の充実強化を図ることを目的とする。

### 2 任命

#### (1) 手続き

ボランティアは、鹿児島県消費者行政推進室長が任命する。

#### (2) 資格要件

鹿児島県内に居住する大学生等で、消費者問題等に関心があること。

#### (3) 任命期間

任命期間は1年以内とし、必要により再任命することができる。

#### (4) その他

活動等は、原則として無報酬とする。

### 3 活動内容等

活動内容等は、概ね次のとおりとする。

#### (1) 活動回数

月1回程度

#### (2) 活動場所

鹿児島県内

#### (3) 主な活動内容

- ① 県から送付される消費者問題についての注意喚起メールを周囲の友人や団体に拡散したり、県消費者行政推進室公式エックス及びインスタグラム「鹿児島県消費者行政推進室」をフォローする。
- ② 消費者被害（疑いも含む）の情報収集を心がけ、事例を消費者行政推進室に情報提供する。また、被害にあった友人がいた場合、消費者ホットライン188への相談を勧める。
- ③ 自主的な活動として、消費者ホットライン188の周知広報を行う。
- ④ キャンペーンや報告会等に参加し、意見交換を行う。
- ⑤ その他若年者の消費者被害防止対策の充実強化に資すると認められる活動を行う。

### 4 運用

ボランティアの事務局は、鹿児島県消費者行政推進室におく。

### 5 その他

この要綱に定めるもののほか、学生ボランティアの運用に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。